

北陸地方で原発事故直後に宿泊施設を開業した申立会社の風評被害による逸失利益（平成23年3月から同年5月まで）について、基準年度の売上高を平成24年度から3か年の平均売上高とするなどして損害額が算定された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 営業損害（逸失利益）

平成23年3月26日 至 平成23年5月31日

2 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、金1,792,200円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 営業損害（逸失利益）

1,740,000円

2 本件和解仲介に関する弁護士費用

52,200円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月27日

（仲介委員 遠山信一郎）